

写

令和元年第6回総会

会 議 録

期 日 令和元年6月28日

場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

## 第6回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和元年6月28日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	28	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	29	農地法第3条許可申請について
4	30	農地法第5条許可申請について
5	31	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
6月28日	午後1時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第5号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
	2番	原 田 克 子	農業委員
	3番	俵積田 広 昭	農業委員
	4番	眞 茅 文 男	農業委員
	5番	鮫 島 裕 次	農業委員
	6番	水 野 正 子	農業委員
	7番	楠 義 文	農業委員
	8番	天 達 範 隆	農業委員
	9番	中 原 敬 彦	農業委員
会長代理	10番	畑 野 真 人	農業委員
	11番	篠 原 正	農地利用最適化推進委員
	13番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑 原 和 英	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

1番	沖 園 強	農業委員
12番	俵積田 正 康	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	下 山 健 一
主幹兼農地係長	永 江 靖 博
農地係参事補	前 原 光 博

午後 1 時30分 開会

議長 令和元年第 6 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員12名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。8 番天達範隆委員、11 番篠原正委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第28号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は 1 ページになります。大字、字、地目等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号27号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号28号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号29号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号30号から34号は、鹿児島県地域振興公社との合意解約です。

30号の解約理由は不耕作、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

31号の解約理由は不耕作、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

32号の解約理由は耕作者変更、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

33号の解約理由は耕作者変更、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

34号の解約理由は耕作者変更、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

全体の解約面積は、畑が10筆で12,066㎡です。

以上は、農地法第18条第 6 項の規定により申し出がありましたので、審議をお願いいたします。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号27号から34号までについては、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請です。

整理番号5号。

整理番号5号の申請地は、白沢東町〇〇番、畑、205㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、83歳、あけぼの町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、自営業兼農業、43歳、白沢東町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の経営規模の拡大ということであります。

整理番号5号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号5号の申請地については5、6ページに掲載しております。

申請地は、東白沢公民館より北側〇〇m及び国道226号沿いに位置します。

整理番号5号については、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

続きまして、整理番号6号。

整理番号6号の申請地は、国見町〇〇番、畑、594㎡、〇〇、畑、663㎡、合計1,257㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、94歳、神戸市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、65歳、国見町にお住まいです。

譲渡事由は贈与、譲受人の受贈ということであります。

県外に居住する譲渡人の子が、本件土地の相続を希望しないため、申請地近くに居住する譲受人に無償譲渡するものであります。

整理番号6号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号6号の申請地については8から10ページに掲載しております。

申請地〇〇は、中原公民館より北東側約〇〇mの集落周辺部に位置し、申請地〇〇は中原公民館より南東側〇〇mの畑かん地区に位置します。

整理番号6号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上で、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いいたします。  
まず、整理番号5号について、俵積田広昭委員をお願いいたします。

3番（俵積田広昭委員） 整理番号5号について報告いたします。

6月10日、譲受人の立会いのもと、現地確認を行いました。

譲受人は東白沢に居住する農家です。野菜全般、ソラマメ栽培に従事して、妻と2人で農業を営んでいます。

申請地の説明については、事務局の説明のとおりですので省きます。

枕崎市白沢東町〇〇番は、小集団の農地です。北側は国道で、西側と東側は宅地、南側は甘しょ畑です。

経営規模拡大のためのものです。

権利取得後もこれまで同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の法律かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われます。

以上で、報告を終わります。

議長 次に、整理番号6号について、中原委員をお願いいたします。

9番（中原委員） 整理番号6号について報告いたします

譲渡人は〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇さんであります。

6月16日、本人の立会いのもと、現地確認を行いました。

譲受人は、中原集落に居住する、ソラマメ、甘しょ等を栽培する畑作農業者であります。

申請地〇〇番は、〇〇〇〇より北東に位置するものでございます。

東側及び南側は道、北側、西側は宅地です。現在ソラマメ作付地となっております。

申請地〇〇番は、〇〇〇〇の東に位置する畑かん地区になります。

東側は市道、そのほか周囲は茶畑となっております。取得後も現在同様の営農を行う計画で、権利取得により周辺の農地への農業上かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上で終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号5号及び6号の2件は、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は3件で、所有権の移転に関する申請が3件です。  
整理番号19号。

整理番号19号の申請地は岩戸町〇〇番，畑，143㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，無職です。譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「自宅の車庫が狭いので，親族及び来訪者の車置場として，申請地を利用したい。」とのこと。

整理番号19号の申請地は，13，14ページに掲載しております。

岩戸町，ながの幼稚園から東側約〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で，第一種住居地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

計画面積は143㎡で問題のないものと思われま。

駐車場への転用にあたり，整地のみ行います。

周囲境界にはブロック及び石積みが既に施されております。

なお，隣接する側溝はありませんが，東側雑種地へ自然流下する雨水は，南側国道に付帯する側溝へ流れますが，通路の境界と隣接する土地はブロック塀が施され，国道側溝までの距離は約25m程度であり，他の土地へ影響を及ぼす恐れはありません。

続きまして，整理番号20号。

整理番号20号の申請地は国見町〇〇，畑，425㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，農協職員です。譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は，「現在，借家であり，自宅を建てる必要があるため。」とのこと。

申請地は，16，17ページに掲載しております。

中原公民館から北西〇〇m及び国見町の県道枕崎知覧線沿い，〇〇〇〇西側道路向かいに位置します。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため，第1種農地と判断されますが，申請地周辺には住宅が点在しており，申請地の55m以内に既存住宅が3戸以上存在するため不許可の例外であり，集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが，適地が見つからずやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており，致し方のない申請ではないかと思われま。

転用目的は一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えま。

一般住宅転用にあたり，一筆の土地を2筆に分筆し，現況のまま整地を行います。農地の境界にはブロック積みを施し，また，既存の擁壁も施されております。

建物は高さ6.4mの二階建てであり，東側農地境界より2m以上控えて建築します。

続きまして，整理番号21号。

整理番号21号の申請地は国見町〇〇番，畑，424㎡外1筆，合計585㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，農業です。譲渡人は〇〇〇〇さん外1名，農業です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「茶業を営んでいるが、仕事に都合のいい実家近くの申請地に自宅を建築したい。」とのこと。

申請地は、19ページに掲載しております。

中原公民館より北東〇〇mに位置します。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため、第1種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の55m以内に既存住宅が3戸以上存在するため不許可の例外であり、集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は585㎡であり、基準である500㎡を超えておりますが、南側及び西側の土地と3m程度の高低差が存在するため、境界より6m控えて建築しなければならないことから、一般住宅として利用できる有効面積は467㎡となり、問題ないものと思われま。

一般住宅への転用にあたり、境界には擁壁を施します。

建物は高さ5.6mの平屋であり、境界より6m以上控えて建築します。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いいたします。

まず、整理番号19号及び20号について、中原委員お願いいたします。

9番（中原委員） 6月17日に、俵積田広昭農業委員、桑原推進委員、篠原推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

19号について報告いたします。

立会人は申請者の〇〇〇〇さんです。

19号の申請地は説明がありましたとおり、岩戸町に位置する農地であります。

転用目的は駐車場です。

申請地北側及び東側は雑種地、西側は宅地、南側は畑です。

整地のみで、建物の建築もないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

また、駐車場への通路として、東側雑種地を同時取得します。

雨水については、自然流下及び地下浸透により処理する計画です。

境界にはブロック積み及び石積みがすでに施されており、周辺の土地に雨水が流出するのを防止します。

南側は農地であります。境界にブロック塀の積み増しを指導したところ。

なお、隣接する側溝がないことから、東側雑種地にある通路へ自然流下する雨水は、南側国道に付帯する側溝へ流れ込みますが、通路の境界と隣接する土地はブロック塀が施されており、申請地から国道側溝までの距離が短いことからほかの土地へは影響を及ぼさないと思われま。

また、周囲の土地についても被害を及ぼすことはありません。

そのほか被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま。

20号について報告いたします。

立会人は申請代理人の〇〇〇〇です。

20号の申請地は、説明にありましたとおり国見町に位置する集団的な農地です。

転用目的は一般住宅です。

申請地の北側及び西側は道、東側は今回分筆された農地、南側は道です。

一筆の土地を2筆に分筆し、農地境界にはブロック積みを施し、既存の擁壁もあることから、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止します。なお、分筆し農地として残る部分は、菜園として管理するとのことでした。

建物は2階建てであり、東側農地境界より控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、西側側溝へ放流し処理します。

生活排水は、合併浄化槽によって処理後、西側市道側溝に排水します。

そのほか被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で終わります。

議長 次に、整理番号21号について、俵積田広昭委員お願いいたします。

3番（俵積田広昭委員） 整理番号21号について報告いたします。

6月17日に事務局の前原さん、中原農業委員、篠原推進委員と現地調査を行いました。

立会人は申請者代理の〇〇〇〇です。

21号の申請地は説明にありましたとおり、国見町に位置する集団的な農地です。

転用目的は一般住宅です。

申請地北側は転用許可された住宅、東側及び南側は道、西側は宅地です。

一般住宅への転用により境界には擁壁を施し、周辺農地への雨水流出を防止します。

建物は平屋であり、境界より控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

代替地を探しましたが、ありませんでした。

雨水については、集水桝により東側市道側溝へ放流により処理します。

生活排水については、合併浄化槽で処理後、東側市道側溝へ排水します。

被害防除策も示されており、周辺の農地に被害の恐れはないため、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします

お諮りいたします。

日程第4号農地法第5条許可申請の整理番号19号から21号までの3件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第5号議案第31号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書は20ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号82-1号から100-4号の利用権設定を受ける者、有限会社〇〇〇〇外18名、利用権設定をする者、〇〇〇〇さん外25名で、設定面積は、畑が35筆の36,925㎡、樹園地が4筆の5,776㎡です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号82-1号から100-4号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第31号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午後1時53分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 沖園 強

会議録署名委員 天達 範隆

会議録署名委員 篠原 正